表題部所有者の登記をした旨の公告

別紙に掲げる土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１５条第１項に規定する登記を行ったので、第１６条の規定により、公告する。

令和８年１０月２８日　横浜地方法務局栄出張所　登記官　石橋　一二美

１　手続番号	２　表題部所有者不明土地に係る所在事項
0225-2025-0001	横浜市栄区小菅ケ谷四丁目　　４８６番